

土地は地主が所有する上に立つて、大日本帝國といふものが所有してゐるのだ。國家が無かつたら地主は外國からも攻め取られ、強慾な隣國の奴にも取られて仕舞ふと云ふ法律の奥底を考へて見ろ、日本國內の凡ての土地は、大日本國が本家本元の所有者であることが分る。依つて國家の土地だから、國民の自由國民の平等のために、所有權に制限を設ける。例へば一家合せて時價拾萬圓位以上に當る土地は、一旦國家が取り上げて、それを土地のない農民に、極めて安價に拂ひ下げるんだ。勿論十年とか二十年とかの年賦にする、小さい地主と小作人は固より存在する、又すべきが人間社會にも神祕

が賢愚、勤怠、貧富、運不運などを作つて御座る所だ。然しこれで大地主がだん／＼なくなり、自分で自分の土地を耕作する自作農が非常に多くなつて、先づ大日本の津々浦々まで一通りの平等と自由が定まる。國家の基本になる百姓とは、この自作農民のことだ。自分の耕やす土地が自分の所有となると、肥料でも勞力でも萬事が精一杯になる。その人の利益は勿論延いて日本全國が年々現今の何割といふほど、莫大な増收を來たす。米が不足なんぢやない、肥料をしても明日にも追つ拂はれるか分らぬ不安な借物の土地では、精一杯の耕作か出來ないのが大々的原因なんだ。論より證據、大地主が